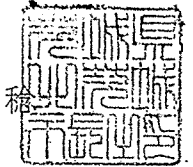


北茨城市告示第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、北茨城都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）を決定したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和2年2月17日

北茨城市長 豊田



- 1 都市計画の種類
ごみ焼却場（高萩市・北茨城市広域ごみ処理施設）
- 2 都市計画を決定する土地の区域
(1) 1 高萩市・北茨城市広域ごみ処理施設
ア 追加する部分
北茨城市中郷町小野矢指字長原
- 3 縦覧場所
北茨城市都市建設部都市計画課

北茨城都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の決定（北茨城市決定）

都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）を次のように決定する。

| 名 称 | | 位 置 | 面 積 | 備 考 |
|-----|----------------------|--------------------|-------------------------|--|
| 番号 | ごみ焼却場名 | | | |
| 1 | 高萩市・北茨城市 広域ごみ処理施設 | 北茨城市中郷町 小野矢指字長原 | 約 55,200 m ² | 処理能力 ・焼却施設：80t/日 ・リサイクル施設：7.7t/日 |

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

循環型社会・低炭素社会を形成し、もって住民福祉の向上に資するため、都市計画ごみ焼却場を決定するものである。

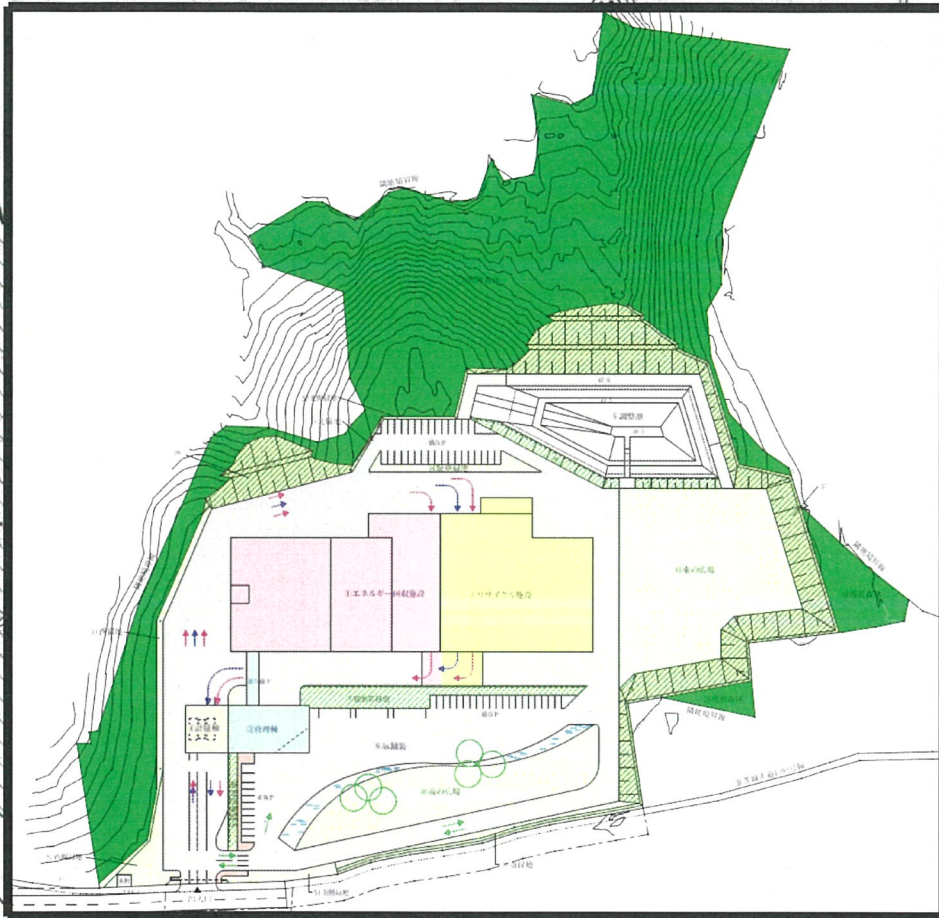
位置図



北茨城都市計画

ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の決定【北茨城市決定】

1号 高萩市・北茨城市広域ごみ処理施設
A= 約55,200m²



北茨城市

高萩市

【決定理由】

一般廃棄物を適正に処理するとともに、廃棄物を資源として有効活用することで、循環型社会・低炭素社会を形成し、もって住民福祉の向上に資するため、都市計画ごみ焼却場を決定するものである。